

(第一類 第十号)

衆議院第十二回国会水產委員會議録

十六年十一月二十八日
午前十一時十四分開議

委員會

委員長 富永格五郎君
理事二階堂 進君 理事松田
理事林 好次君 鐵藏君

出席政府委員	石原 圓吉君
	川村善八郎君
	田淵 光一君
福岡 喜東君	田口長治郎君
水野彦治郎君	永田 節君
	小松 勇次君
	木村 榮君

農林事務官
（水産庁次長）
貿易外の出席者
農林技官（水産
府漁政部水業調
整第二課長）
高橋 泰彦君
高橋 清三郎君

農林技官（水產
府漁政部漁業調
整第二課長）
高橋清三郎君
専門員 杉浦 保吉君
専門員 碇久 三種君

本日の会議に付した事件

○富永委員長　これより水産委員会を開きます。

眞珠養殖事業法案を議題といたしました。石原委員に、眞珠養殖事業法案に関する御意見をお述べになることをお許しいたします。

それから明年度の本法案の運営のために要する経費として、目下大蔵省に計上の方交渉中のものが三千万円ござります。内容を概略申し上げますと、真珠養殖事業の審議会に要する経費が一百万円、これはラウンド・ナンバーでございます。それから母貝増殖奨励費が六百六十二万五千円、真珠検査所に要する経費が一千四十六万三千円、真珠研究所の運営に要する経費が一千五百九十万円でございます。なほこれに附帯して要求しております人員は、検査を要する人員が八人、研究所のための人

して、これに関連するところの予算の関係を水産當局より御説明を願いたいのであります。

員が二十名、合計二十八名でござります。

は先ほど申し忘れましたが、閉鎖機関の残余財産の中からの寄付金によつて運営されることになりますが、これの寄付者の同意と、それから大蔵省の事務当局の了解を得て、とりあえず本年度一億円の計上予算の中から、緊急に六百万円あまりを流用いたしまして、母貝の増産に当たるといふふうな気持で、目下大蔵省と交渉を続けております。

というのものとも関連して考えて考えなければ
いかぬとは思います。が、この点につきましても、先ほど申し上げたような事情から、できるだけ確保したい、ころうふうに考えております。

○山本(豊)政府委員 課長から申し上げましたように、その線に沿いまして、極力実現に努力いたしたいと考えております。

○松田委員 ただいま御説明を受けました
したが、この真珠法案について、今まで
で仄聞しておるところによりますと、
閉鎖機関の一億円というものを寄贈さ
れて、それによつてこの真珠の養殖をす
るといふように承つておるのであります
するが、一億円の予算を出して、わざと

○高橋(清) 説明員 明年度の母貝増産獎励費の六百六十二万五千円は、実は目下大蔵省に交渉を続けております。流用による六百六十万円あまりの金と合せまして、とりあえず緊急必要と認められる母貝十万貫程度の増産ということを意図しまして、計画しております。それの一環の仕事として、来年度の仕事もぜひこれは実現したいといふふうに考えております。なおこの来年度の三千万円は、大蔵省の方の要求もございまして、検査手数料の中から支弁するというふうになつておりますので、検査事業の仕事の運営、進展

いま少しき詳細に御説明を願いたいのです。
○高橋(清)説明員　ただいまの御質問でござりますが、実は一億円の寄付金は、前にも出ております農林大臣あての寄付願いの中に、真珠研究所の新設に要する経費というような、條件と申していいかどうかわかりませんが、

そういう趣旨で寄付されておりますので、その寄付の趣旨に沿いまして、大体これを研究所の新設経費として使つて行くというふうな予算の計画を立てた次第でございます。

○松田委員 今政府は行政整理を発表して、しかして人員を整理しようといふ段階になつておるのであります。水産庁においても多分にその整理の対象となることありましよう。しかしながらわれわれは、水産庁の現在の人員ではたしてやれるかどうかとということに、非常な疑義を持つてゐる。また水産庁内の労組の要求もあり、長官及び次長もそういう意向を持つてゐるし、われわれも実際の行政の面から見て、三割なり、二割なり整理しようというのに對して、これをあらゆる努力をして、整理人員を少くするようにしてゐるのであります。ところが一つの法案をつくらるがゆえに、今政府が考へている行政整理と反対に二十八名の人員を増さなければならぬということは、一体政府の意思をはじめに水産庁は休得してやつてゐるのかどうか疑惑を持つものであります。かようなことであつたならば、法案を一つつくらるがために二十人、三十人という人員を増さなければならぬのであつたならば、一休水産庁はどれだけの人員を将来必要とするか、この点が定員法ともからんで重大な問題であると思うのであります。

この点を水産次長から詳細に御説明を願いたいのです。

また一億円という寄付が條件つきであつたというお話をありますべく、何でもオーケーをとるときにおいては、一億円という寄付は實際においては利益である。利益であるがために国法の命

七千万円程度のものを税金として納入しなければならない。あとはわずかに三千万円とかいうような話もちらほら聞くのであります。この点はどのようなことになつておるか、まずその二点をお伺いしたいと存ずるのであります。

は、これは非常に困難であろうと思ふのであります。ですから、われくもこれをまるく必ずとれる自信があるからと聞かれましても、実はそれは非常によむずかしいと思うのであります。しかし、これらをまるく必ずとれる自信があるから全然新しい仕事であります。それで、せつから研究所を置く以上は、やはり専門の特殊の技能を持つた人間を育むにむずかしいと思うのであります。しかし、これで成ることも、單に建物だけでは画龍點睛を欠く関係もありますので、これは考えなければならないのであります。でありますから、もしこの通りに参らない場合においても、若干の人の融通とか、あるいは民間の人を専門員といふかつこうでお願いするとかいうやり方でもやはりある程度からみ合せてありますれば、必ずしもこんな二十人ほどの増員が必要である程度度はやり得るのではないか。またそういうふうにわれくとしては考えて参らなければならぬ、かように考えておりまます。

りまして当然税金が免除されるといふことは既存の法律がござりますので、その法律によりまして、一括して寄付させることもという方が準備されたわけでござりますが、それが司令部のオーラーが御用にならなかつたために、税金と寄付金を分割して別々に取立てるというよろこびをな形になつております。

○松田委員 その内容を……。

○高橋説明員 ただいま申し上げました通り、一億円のうち国税部分が四五千で四千五百万円でございます。これらは事業税ですが、地方税という形でとられますが、これが一二%、一千二百万円、残りの四千三百万円といふものが純寄付金に分ということになります。

○松田委員 ただいま旧法にそういうことがあるからと言つておられますか、われくは一億円の寄付を閉鎖機関から受けるのであるということをかたなり信じておるものであります。今まで業者もこのことを何回となくわれくは述べておるのであります。ところがここに四千五百万円と一千二百万円、合計五千七百万円といふものが税金にかかるものを、旧法によつて國へ寄付することのあればこれが免除をされるから二つの名目によつて寄付をするのです。二つの名目でなく、われくが今まで陳述を受けているのは、一つの名目の寄付金ということによつてこの法案の施設を得の行かないところであります。二つの名目でなく、われくが今まで陳述を受けているのは、一つの名目の寄付金ということによつてこの法案の施設を得の行かないところであります。これをもつとつと私どもは掘り下げるみなければならぬのであります。この点が今までの業者からの陳情と非常な食い違つてある点であります。これをもつとつと私どもは掘り下げるみなければならぬのであります。

う法のなかでわざかに六百六十二万円だけを母貝の生産費に使われるなどということは、これは先ほども申したようになります。しかかもその中でほんとうの生産に非常に軽い。もし一億円の寄付を二つの面においてするのであつたならば、この二つとも母貝の生産に使うべきではないか。母貝がなくて真珠の養殖というものが不得るやいなや、この点であります。何のために一億円のうちから六百六十二万円といふこんなわざかな金をもつて母貝の生産に充当するか。また農林大臣が審議会の意見を聞いて都道府県の監督をするように出ておりますが、それならば農林省の役人が真珠に対してもだけの技術を持つておるか。技術を持たない役人を二十人もつくつて国家の予算を増大するよりも——真珠といふものは特殊のものである。特殊のものであつたならば、今までこれに従事しておつたりばな技術者といふものがあるものである。今世の中はすべてが自主的な検査によつてなさんとしつつあるときにおいて、その技術者を政府は雇ひなり囑託にするなりして、この技術者に官吏という名前をつけることがはたして是が非か、この点であります。なぜ業者はみずから努力によつてみずから品位を高めて日本の水産に対して努力をせぬか。これが業者の進むべき最も新しい道だと考えるのあります。一億の金をこうした二つの道指導して行つてこそ、ほんとうの水産行政ではなかろうかと私は思うのであります。一億の金をこうした二つの道で寄付を仰ぐのであつたならば、この金は全部母貝に対して生産を高めるために放出すべきが、私は水産厅の最も

昭和二十六年十一月五日印刷

昭和二十六年十一月六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷厅